

信用保証料率表(2019年8月1日現在) (※協会限り)

(注) 赤色の保証制度は、責任共有制度対象外の保証制度(100%保証)。青色の保証制度は、責任共有制度対象でかつ「部分保証」(80%保証)の保証制度を表しています。

区分	制度名	責任共有		責任共有保証料率・保証料率(責任共有外保証料率)									有担保割引の適用	その他特定要因割引の適用	損失補償	保証料補給	
		対象	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分					
		部分保証															
一般保証	1 普通保証	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	2 特別小口保証(無担保・無保証人)		○					0.85									
	提携保証	3 小口保証	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
		4 風俗営業飲食業保証	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
		5 手形(でんさい)割引根保証	○		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○			
		6 手形貸付根保証	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
		7 中小企業金融円滑化保証(スムーズ8000)(注8)	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
		8 小口連携保証(トライアングル1000)	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
		9 優良ランク保証(バリュー5000)	○		—	—	—	—	—	0.85	0.65	0.45	0.30				
		10 優良ランク保証Ⅱ(グッド3000)	○		—	—	—	—	—	0.85	0.65	0.45	0.30				
		11 優良ランク保証Ⅲ(ファン1000)	○		—	—	—	—	—	1.00	0.85	0.65	0.45	0.30			
		12 地域産業応援保証(すごサボ)	○		1.75	1.60	1.40	1.20	1.00	0.85	0.65	0.45	0.30	○			
		13 事業成長支援保証(まるサボ2000)(注8)	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
		14 ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)	○		1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○			
		15 創業フォローアップ保証(セカンド)(注13)		○						0.30						○	
		16 税理士会連携保証(ショートサポート3000)	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45				
		17 税理士会連携保証(ロングサポート3000)(注8)	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
		18 超長期借換保証(スーパーランディング20)	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
		19 財務体質強化保証(トラスト3000)	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
		全国統一保証	20 事業者カードローン当座貸越根保証	○		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○		
			21 当座貸越(貸付専用型)根保証	○		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○		
	22 長期経営資金保証		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
	23 予約保証(注7)		○		—	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
	24 小口零細企業保証(注3)			○	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○		△	
	予約保証(注7)			○	—	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○		
	25 経営力強化保証(注11)		○		1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.30	○			
	26 条件変更改善型借換保証		○		2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.30	○		○	
	27 財務要件型無保証人保証		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
	28 事業承継サポート保証		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		○(注6)	
一般保証(※別枠保証併用制度も含む)	29 自主廃業支援保証	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	経営安定資金	30 一般資金	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○		○	
		31 建設産業短期資金(下記以外)		○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○		○	
		特定中小企業者(注10) 1号~4号、6号		○										0.80			
	5号、7号~8号		○										0.70				
	32 小口資金		○	1.40	1.26	1.12	0.98	0.80	0.80	0.75	0.55	0.35	○		○		
	特別小口保険利用		○										0.85				
	NPO法人(注12)		○										0.68				
	33 短期資金		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	愛媛県中小企業振興資金融資制度保証	34 小口零細企業資金(下記以外)		○	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50	○		○	
		35 経営指導特例		○	1.55	1.41	1.27	1.13	0.95	0.95	0.90	0.70	0.50	○		○	
	36 チャレンジ企業支援資金(下記以外)		○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○		○		
	制度保証要綱の融資対象者(1)に該当するものであって特例保証を利用する者		○						0.70								
	海外投資関係保証を利用する者		○						1.00				○				
	新事業創出支援資金	37 創業等関連資金		○					0.80						○		
38 創業関連資金			○					0.80(創業フォローアップ保証を併用する場合は0.30)						○			
39 再挑戦支援資金			○					0.80						○			
40 事業承継支援特		○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○		○			
制度保証要綱の融資対象者(2)及び(3)に該当するもの		○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○		○			
41 緊急経済対策特別支援資金(下記以外)	1号~4号、6号		○										0.80		○		
	5号、7号~8号		○										0.70		○		
特例中小企業者		○											0.80		○		
制度保証要綱の融資対象者(8)に該当するものであって責任共有対象外の者		○	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0.35	○		○			
制度保証要綱の融資対象者(8)に該当するものであって責任共有対象外の者		○	1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	○		○			
42 雇用促進支援資金		○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○		○			
43 建設産業新分野進出等支援資金(下記以外)	1号~4号、6号		○										0.80		○		
	5号、7号~8号		○										0.70		○		
44 災害関連対策資金	平成30年7月豪雨災害		○	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○		—		
	災害等の発生の都度知事が別に定めるところによる		○												—		
市町村制度	45 中小企業振興資金融資制度保証	○		1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○		○		
	46 中小企業緊急経営資金融資制度保証	○		1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○		○		
	47 中小企業経営安定化資金融資制度保証		○										0.80		○		
	特定中小企業者(注10) 1号~4号、6号		○										0.70				
	5号、7号~8号		○										0.70				
	48 中小企業季節資金融資制度保証		○	1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○		○		
49 中小企業設備近代化資金融資制度保証		○	1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○		○			
50 小企業特別小口資金融資制度保証		○											0.85		○		
NPO法人(注12)		○											0.68		○		
別枠保証	51 公害防止保証	○						1.00					○				
	52 エネルギー対策保証	○						1.00					○				
	53 海外投資関係保証	○						1.00					○				
	54 新事業開拓保証		○					1.00					○				
	(下記以外)		○					1.00					○				
	1号~4号、6号		○					0.80						○			
	55 経営安定関連保証(セーフティネット保証)		○					0.70						○			
	(下記以外)		○					0.80							○		
	5号、7号~8号		○					0.80							○		
	NPO法人(注12)		○					0.70							○		
	56 東日本大震災復興緊急保証		○					0.80							○		
	(下記以外)		○					0.80							○		
	特別小口保険利用		○					0.80							○		
	57 危機関連保証		○					0.80							○		
	(下記以外)		○					0.80							○		
	特別小口保険利用		○					0.80							○		
	58 創業等関連保証		○					0.80							○		
	(下記以外)		○					0.80							○		
	特別小口保険利用		○					0.80							○		
	59 創業関連保証		○					0.80(創業フォローアップ保証を併用する場合は0.30)							○		
	(下記以外)		○					0.80							○		
	特別小口保険利用		○					0.80							○		
	60 再挑戦支援保証		○					0.80							○		
	(下記以外)		○					0.80							○		
	特別小口保険利用		○					0.80							○		
	61 破綻金融機関等関連特別保証	協同融資	○						0.75						○		
	中堅企業(破綻金融機関等関連特別保証)	協同融資	○						0.65						○		
62 破綻金融機関等関連特別無担保保証	協同融資	○						0.65						○			
63 災害関係保証		○						0.80						○			
(下記以外)		○						0.70						○			
特別小口保険利用		○						0.80									

信用保証料率表(2019年8月1日現在) (※協会限り)

(注) 赤色の保証料率は、責任共有制度対象外の保証制度(100%保証)。青色の保証料率は、責任共有制度対象でかつ「部分保証」(80%保証)の保証制度を表しています。

区分	制度名	責任共有		責任共有保証料率・保証料率(責任共有外保証料率)										財政援助等があるもの				
		対象	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保割引の適用	その他定率割引の適用	損失補償	保証料補給		
																	部分保証	
別 枠 保 証	(下記以外)	○																
	77 経営革新関連保証	特別小口保険利用		○														
		新事業開拓保険利用	○										○					
		新事業開拓保険(注4)	○															
		海外投資関係保険利用	○															
		(下記以外)	○															
		特別小口保険利用		○														
		流動資産担保保険利用		○														
		新事業開拓保険利用	○											○				
		新事業開拓保険(注4)	○															
		海外投資関係保険利用	○															
		(下記以外)	○															
		特別小口保険利用		○														
		NPO法人(注12)	○															
		新事業開拓保険利用	○															
		新事業開拓保険(注4)	○															
		80 中小企業特定社債保証		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○(注6)		
		(下記以外)	○															
		特別小口保険利用		○														
		81 特定研究開発等関連保証	新事業開拓保険利用	○														
			新事業開拓保険(注4)	○														
		82 流動資産担保融資保証(ABL保証)		○														
		83 下請振興関連保証		○														
		84 事業再生保証(DIP保証)		○														
		(下記以外)	○															
		特別小口保険利用		○														
		85 事業再生円滑化関連保証(プレDIP保証)		○														
		86 特定信用状関連保証(LC保証)		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45				
		(下記以外)	○															
		特別小口保険利用		○														
		87 農工商等連携事業関連保証	流動資産担保保険利用		○													
			新事業開拓保険利用	○														
			新事業開拓保険(注4)	○														
			海外投資関係保険利用	○														
		88 農工商等連携支援関連保証		○														
		(下記以外)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45				
		特別小口保険利用		○														
		89 経営承継関連保証	(下記以外)	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45				
			特別小口保険利用		○													
		90 特定経営承継関連保証	(下記以外)	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45				
			特別小口保険利用		○													
		91 一括支払契約保証(注9)		○		1.54	1.40	1.26	1.12	0.95	0.77	0.63	0.49	0.35				
		(下記以外)	○															
		92 商店街活性化事業関連保証	特別小口保険利用		○													
		93 商店街活性化支援関連保証		○														
		94 経営革新等支援関連保証		○														
		95 情報提供支援関連保証		○														
		(下記以外)	○															
		96 特定下請連携事業関連保証	特別小口保険利用		○													
			新事業開拓保険利用	○														
			新事業開拓保険(注4)	○														
			海外投資関係保険利用	○														
		97 事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)(注11)	(下記以外)		○													
			特別小口保険利用		○													
		98 連携創業支援等関連保証		○														
		99 地域産業資源活用支援関連保証		○														
		(下記以外)	○															
		100 経営力向上関連保証	特別小口保険利用		○													
			新事業開拓保険利用	○														
			新事業開拓保険(注4)	○														
			海外投資関係保険利用	○														
		101 地域経済牽引事業関連保証	(下記以外)	○														
			特別小口保険利用		○													
		102 地域経済牽引支援関連保証		○														
		(下記以外)	○															
		103 商店街活性化促進事業関連保証	特別小口保険利用		○													
			(下記以外)	○														
		104 新技術等実証関連保証	特別小口保険利用		○													
			(下記以外)	○														
		105 革新的データ産業活用関連保証	特別小口保険利用		○													
			(下記以外)	○														
		106 先端設備等導入関連保証	特別小口保険利用		○													
			(下記以外)	○														
		107 情報処理支援関連保証		○														
		(下記以外)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45				
		108 経営承継準備関連保証	特別小口保険利用		○													
			(下記以外)	○														
		109 特定経営承継準備関連保証		○														
		110 技術等情報漏えい防止措置関連保証		○														
		111 追認保証(注1)		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
		112 借換保証(注2)	△	△	△	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	△		△	△

【補足説明】

- 責任共有制度の対象となる制度区分の保証料率(「責任共有保証料率」という)は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したもので、責任共有制度の対象外となる制度区分の保証料率(「保証料率」という)は、保証委託額に対する率。
 - 第1区分から第9区分までの区分は、中小企業信用保証法施行令(昭和25年政令第350号)第2条の規定に基づき、中小企業者の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定められている保証料率の区分とする。保証料率の算定に際しては、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を判定、これに定性情報を加味して実際に適用する保証料率を決定する。なお、区分対応する保証において、次のいずれかに該当する事業者については、第5区分(経営力強化保証は第4区分)の保証料率に定性情報を加味して料率を決定する。
 - 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
 - 事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
 - 金融機関からの借入れ(当該保証関係に係るものに限る。)に係る連帯債務を負担する事業者
 - 有担保割引の適用欄が「○」の保証制度は、保証協会所定の担保の提供がある場合、表示の料率から0.10%引き下げる。
 - 一括支払契約保証を除く保証制度で会計参与を設置していることが確認できる場合、表示の料率から0.10%引き下げる。
- (注1) 利用する各保証制度の取り扱いに準ずる。但し1,000万円を限度とする。
- (注2) 借換保証は、利用する各保証制度に定める料率による(割引・割増の有無含む)。
- (注3) 「小口零細企業保証制度」は、利用する保証制度(部分保証制度に限定された保険種別以外)はすべての保険種別<保険特例含む>の利用が可能である。また、当座貸越根保証、手形(でんさい)割引根保証等の根保証形式の保証は利用できない。)に定める料率による。
- (注4) 「新事業開拓保証」を利用のものであって、担保(保証人の保証を除く)を提供させない保証であり、かつその合計額が5,000万円以下の場合の料率である。
- (注5) 「新事業開拓保証」の利用のものであって、担保及び保証人(法人代表者の保証を除く)を提供させない保証であり、かつその合計額が2,000万円以下の場合の料率である。
- (注6) 協会独自割引として、「経営者」、「経営環境」、「経営基盤」の3項目についての定性評価を行い評価に応じて0.09%から0.24%表示料率より引き下げる。但し、最高割引料率の限度あり。
- (注7) 「予約保証」については、第1区分該当者は対象外。
- (注8) 「中小企業金融円滑化保証」、「事業成長支援保証」、「税理士連携保証(ロングサポート3000)」について、愛媛県中小企業振興資金融資制度保証、経営安定関連保証を併用する場合は各保証に定める料率による。
- (注9) 「一括支払契約保証」については、保証割合が70%以下となります。なお、保証料率は保証割合70%の場合を例として掲載しております。
- (注10) 「特定中小企業者」とは、中小企業信用保証法第2条第5項(経営安定関連)1～8号のいずれかの規定に基づき市長の認定を受けた方のことです。
- (注11) 「経営力強化保証」「事業再生計画実施関連保証」については、責任共有制度の対象外となる保証付き借入金(平成19年9月30日以前に保証協会が申し込み付した保証であって保証割合が100%の保証を含む。)を本制度で借り換える場合(保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)は、責任共有制度の対象外となります。
- (注12) 「NPO法人」とは、中小企業信用保証法第2条第3項第7号に定める特定非営利活動法人のことで。
- (注13) 「創業関連特例保証」に係る保証のうち、「34創業関連資金」、「55創業関連保証」のいずれかを併用します。